事　務　連　絡
令和８年11月６日

各都道府県消防防災主管部(局)　御中

消防庁救急企画室

鳥インフルエンザの発生事例について（お知らせ）

今般、別添のとおり環境省より、秋田県由利本荘市で回収された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）が検出されたとの報告がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

鳥インフルエンザウイルスについては、国外で感染した鶏やその死体等に濃厚に接触した場合に、人に感染した事例がまれに確認されているのみではありますが、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対して情報の提供を行うとともに、感染予防の留意事項の周知等必要な対応について遺漏がないよう、よろしくお願いいたします。

また、関係機関から消防機関に、協力依頼があった場合は、必要に応じて御協力いただきますようお願いいたします。

連絡先：消防庁救急企画室
担　当：金子補佐、森係長、田村事務官
ＴＥＬ：03-5253-7529
E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp

環境省報道発表

令和８年 11 月６日（金）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について
（陽性確定　秋田県由利本荘市（野鳥国内１例目））

＜秋田県同時発表＞

１．　秋田県由利本荘市において、令和８年 10 月 30 日（金）から 11 月２日（月）に回収されたハシブトガラスの死亡個体について、国立環境研究所内にある専門検査会社で遺伝子検査を実施したところ、同年 11 月６日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出された旨の報告がありました。

２．　本事例は、今シーズン国内１例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。この報告を受け、回収地点の周辺 10ｋｍ圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

＜詳細は次ページ以降＞

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代　　表：03-3581-3351
直　　通：03-5521-8285
室　　長：佐々木　真二郎
室長補佐：千葉　康人
係　　長：白出　晶太郎
担　　当：田中　菜々美

■　詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥１例目	11/2	秋田県	由利本荘市	死亡野鳥	ハシブトガラス	－	－	11/6	H5 亜型高病原性鳥インフルエンザ	11/6

■　経緯

・10 月 30 日（金）　秋田県由利本荘市でハシブトガラス２羽の死亡個体を回収。
・11 月１日（日）　近傍でハシブトガラス２羽の死亡個体を回収。
・11 月２日（月）　近傍でハシブトガラス３羽の死亡個体を回収。
・11 月４日（水）　１日及び２日に回収された個体のうち２羽について検体を国立環境研究所内にある専門検査会社に送付。
・11 月６日（金）　遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）を検出。回収地点の周辺 10ｋｍ圏内を野鳥監視重点区域に指定。

■　野鳥サーベイランスの対応レベルについて

・　高病原性鳥インフルエンザの発生状況により環境省が野鳥サーベイランスの対応レベルを設定し、対応レベルに応じて、鳥類生息状況等調査（野鳥の異常の監視等）と死亡野鳥等調査の強化を実施しています。
・　野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、10 月 21 日に「対応レベル２」に引き上げ済みであり、引き続き監視を強化します。
（参考）韓国での高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の確認に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて（令和８年 10 月 21 日報道発表）
https://www.env.go.jp/press/111118_00065.html

表１　対応レベルの設定

対応レベル１	発生のない時（通常時）
対応レベル２	国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル３	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※　近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを引き上げることがある。

表２　対応レベルごとの調査内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
		検査優先種１	検査優先種２	検査優先種３	その他の種
対応レベル１	情報収集 監視	１羽以上	３羽以上	５羽以上	５羽以上
対応レベル２	監視強化	１羽以上	２羽以上	５羽以上	５羽以上
対応レベル３	監視強化	１羽以上	１羽以上	３羽以上	５羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化	１羽以上	１羽以上	３羽以上	３羽以上

■　**留意事項**

（１）　鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。

（２）　同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

以　上